一般社団法人海老名市地域公共交通協議会傍聴規程

平成 26 年 10 月 23 日制定 平成 27 年 1 月 29 日改正 平成 28 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人海老名市地域公共交通協議会規約第5条に基づき、一般社団法人海老名市地域公共交通協議会の社員総会(以下「社員総会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 社員総会の傍聴を希望する者は、傍聴者名簿(様式1)に自己の住所及び氏名を 記載し、係員の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴者の定員)

- 第3条 社員総会の傍聴を認める者の定員は、5人とする。
- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

(報道機関の特例)

- 第4条 報道機関による社員総会の傍聴については、別に認めるものとする。
- 2 報道機関が会場内の写真撮影、録画及び録音等を行う場合は社員総会の開始前までに限りこれを認めるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(傍聴することができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、社員総会を傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 社員総会を妨害するおそれのある器物等を携帯している者
 - (3) その他会長が傍聴を不適当と認めた者

(禁止行為)

- 第6条 社員総会の傍聴者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話、拍手等をすること。
 - (3) 写真、映画等を撮影し、録音等をすること。ただし、会長の許可を受けた者については、この限りではない。
 - (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (5) 飲食又は喫煙をすること。
 - (6) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わ ないときは、これを退場させることができる。

附則

この規程は、平成26年10月23日から施行する。

附則

この規程は、平成27年1月29日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式1 (第2条関係)

傍聴者名簿			
No.	-		
会 請	轰 名		
開会年	月 日		
	住 所		
傍 聴 希望者	連絡先		
	氏 名		
		傍聴許可票	
No. 平成 年 月 日 一般社団法人海老名市地域公共交通協議会 (当日限り)			
*再原	度入場する	る場合は、本票を係員に提示してください。	

(備考) この大きさは、適宜変更することができる。